



許可番号 第04518030528号

産業廃棄物収集運搬業許可証

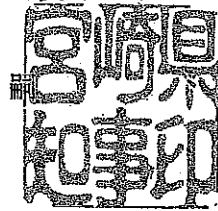
住所 宮崎県延岡市小野町4138番地1

氏名 株式会社南日本環境センター 代表取締役 安在 哲幸
(法人にあっては名称及び代表者氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊



許可の年月日 平成30年1月19日

許可の有効年月日 平成37年1月18日

1. 事業の範囲

積替え・保管の有無 あり

産業廃棄物の種類

燃え殻(※1)、汚泥(※1・※2)、廃油、廃酸(※1)、廃アルカリ(※1)、
廃プラスチック類(※3)、ゴムくず、金属くず(※2)、ガラスくず、コンク
リートくず及び陶磁器くず(※2・※3)、がれき類(※3)、紙くず、木く
ず、繊維くず、動植物性残さ、銻さい(※1)、ばいじん(※1)、動物系固形
不要物、家畜ふん尿、家畜の死体 以上19種類でこれらのうち特別管理産業廃
棄物であるものを除く。以下余白

- ※1 水銀含有ばいじん等を含む。
- ※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む。
- ※3 石綿含有産業廃棄物を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替
え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀
使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含
む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 宮崎県延岡市小野町4135番100

面積: ①9.9㎡、②17.136㎡、③9.975㎡、④3.571㎡、⑤4.609㎡、⑥3.25㎡、
⑦9.975㎡、⑧2.69㎡、⑨0.516㎡

- 種類: ①汚泥(有機性汚泥に限る。)
②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)
③廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
④金属くず
⑤ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
⑥廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)
⑦木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及
び陶磁器くずの混合物
⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと金属くずの混合物(水銀
使用製品産業廃棄物を含む。廃蛍光管に限る。)
⑨金属くずと汚泥の混合物(水銀使用製品産業廃棄物を含む。廃電池類に限る。)

保管上限: ①8.68㎡、②12.11㎡、③9.78㎡、④4.01㎡、⑤3.54㎡、⑥2.08㎡、
⑦9.78㎡、⑧0.78㎡、⑨0.18㎡

高さ: ①~⑨- (容器保管)

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有・**無**

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成3年1月19日 シレィ 245-51-31	新規許可
平成7年12月4日 第4508030528号	変更許可
平成8年1月19日 第4508030528号	更新許可
平成8年9月24日	変更許可
平成10年7月24日	変更許可
平成11年7月13日	変更許可
平成12年3月21日	変更許可
平成13年1月19日 第4518030528号	更新許可
平成18年1月19日 第4518030528号	更新許可
平成21年6月17日	変更届出 積替え保管する廃棄物の種類
平成21年8月5日	変更届出 積替え保管場所の変更
平成22年12月24日	変更届出 積替え保管場所の面積の変更
平成23年1月19日 第04518030528号	更新許可 政令改正に伴う石綿含有産業廃棄物の追加
平成24年7月25日	変更届出 役員（代表者を含む。）の変更
平成24年9月13日	変更届出 積替え保管場所に関する保管上限の変更及び車両の減車
平成24年12月10日 第04518030528号	変更許可 取扱品目「鋳さい」、「ばいじん」、「動物系固形不要物」、「家畜ふん尿」及び「家畜の死体」の追加
平成26年5月21日	改正政令附則第5条第1項の規定による優良基準適合確認
平成29年11月13日 第04518030528号	変更許可 政令改正に伴う水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の追加、自動車等破砕物除外の解除
平成30年1月19日 第04518030528号	更新許可 積替え保管する廃棄物の種類及び保管場所の追加
平成30年2月6日	変更届出 車両の増減車
	以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所]宮崎県延岡市小野町4138番地1

電話番号：0982-22-3311

[事業場]宮崎県延岡市小野町4138番1、4135番100 電話番号：同上

2 特記事項

- ① 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）の規定を遵守すること。
- ② 運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム (<http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/>) で情報提供を行っている。